

表現としての時刻——江戸期まで——

多ヶ谷 有子

要旨：

江戸期およびそれ以前の日本の文学作品において、いかなる時刻がどのように表記されて来たかを検討する。『延喜式』、宇多・醍醐両天皇の日記、『拾芥抄』から、宮中では定時法の時刻が用いられていた。一方、『今昔物語集』『蜻蛉日記』から、不定時法の時刻が寺院および一般に用いられていた。江戸時代には定時法から不定時法採用になったと言われるが、定時・不定時の両法は、いずれも古代から継続して併用されていた。不定時法で解すべき古典の時刻を、定時法で解しているとの批判もなされている。近松『曾根崎心中』や西鶴『好色五人女』の「七つ」を例に考察する。近松『賢女手習』にある表現「400年に3日」は、グレゴリウス改暦時の文書に影響を受けた可能性がある。一般に時間帯を示す用法が多く、後記軍記の『豊鑑』までは、そうである。江戸期には、時間帯より特定時点を示す用法が多くなった（『膝栗毛』など）。時間帯と理解すべきであるとの主張もなされていた（滝沢馬琴『燕石雑志』）。

キーワード：

定時法と不定時法、『拾芥抄』、『曾根崎心中』、『賢女手習并新暦』、「400年に3日」、グレゴリウス改暦

はじめに

水時計の遺跡が奈良県に残っている。天智天皇が皇子の頃造ったと伝えられる。これ以降機械的に時刻を測る定時法の時刻がわが国で行なわれたということになる。そこ以外に時計はない。日常の時刻は太陽の位置（高度）で判断された。不定時法の時刻である。本論文ではいかなる場がいかなる制度での時刻が表記されるか、主に文学作品を通して考察する。

I. 前提

明治6年1月1日の暦法改正施行以前、日本では十二支の動物名で時刻を表す場合と六ツなど4-9の数字で時刻を表す場合があった。『日本書紀』『続日本紀』に十二支による時刻表記が見られる（多ヶ谷 2014：175）。¹ 数で時刻を表わすのは平安時代醍醐天皇時代の『延喜式』に規定がある。その時刻は「定時法」である（平山 1943：137-43、橋本 1978：41-50）。² 1日を12等分して十二支の動物名で示す十二辰刻法である。江戸時代には日出前約36分の夜明と日入後約36分の日暮を各明六ツ暮六ツと規定し、日中夜間を6等分する不定時法が採られた。³

I-1. 定時法

宮中で定時法の時刻制度が行われたことは『拾芥抄』にある。この書は遅くとも室町時代には成立していた。⁴ 古来の諸書から撰述し宮中の儀式などを解説した書である。その「第十七申政剋限部」に、天皇に「申政」つまりまつりごと政を上申する時刻が申政者ごとに列記されている。⁵ 「辨官」の申政時刻について「自二月至七月辰一點 自八月至正月辰三點 已上辨官〔訓点略〕」（2月-7月は辰の1点、8月-1月は辰の3点に弁官が上申する）とある。

申政時刻は旧暦2-7月は「辰一點」、8-1月は「辰三點」と遅くなる。申政は夏は早く冬は遅い時間になされる。つまり辰刻は日出日入に関係なく一定である。橋本（1978：41-49）によれば、辰は（厳密に言えば京都時間で）現代の午前7時-9時の時間帯である（点はそれを4等分したもの。橋本 1978：44, 77-78）。したがって天皇が辨官の申政を受ける時刻は、夏は午前7時開始7時半まで、冬は午前8時開始8時半までと規定されていた。

また「殿上日給剋限 見蔵人式」は「自正月至八月辰四點 自九月至二月已

1 多ヶ谷有子 2014「文学に見る日本の時刻制度の変遷—時刻の表現から—」関東学院大学人文科学所報 2013年度 第37号、175-214。

2 平山清次 1938；1943『暦法及時法』（恒星社）、橋本万平 1966；1978『日本の時刻制度 増補版』（塙）。

3 寛政以降は更に厳密に太陽高度で決めた。

4 『日本古典文学大辞典三』1984（岩波）271「拾芥抄」の項参照。

5 『拾芥抄』1952『新訂増補 故実叢書 第十三回 禁秘抄 拾芥抄』（明治図書／吉川弘文館）249-535、特に385-6。

二點」(正月-8月は辰の4点、9月-2月は巳の2点)である(386)。「自正月」は「自三月」の誤り。旧暦3-8月は夏で午前8時半、9-2月は冬で午前9時半(各開始時刻)ということである。「申政剋限」の最初に「外記」(記録などを司る役職)について記される。ここに「二月八月巳一點自三至七辰三點自九至正巳二點」(2月8月は巳の1点、3-7月は辰の3点、9-正月は巳の2点)と申政時刻が記される(385)。春分秋分を各々含む旧暦2月8月は午前9時、3-7月は午前8時、9-1月は9時半との規定である。夏→冬で午前8時、9時、9時半と開始時間が順次遅くなる。日出の遅れに合わせたものであろう。

上記「辰の一點」「巳二點」だが、1-4点は元来各辰刻を4等分した時間帯である。よって「辨官」が「申政」するのは「辰の一點」(午前7時-7時30分)で、示された持時間の時間帯内に「申政」する。「午前7時開始7時30分までに終了」である。したがってここは「夏場は午前7時(開始)」のように、開始時刻を現在の特定時刻に換算するのが妥当であろう。

1-2. 宇多天皇の日記

『宇多天皇御記』は天皇の日記として「存在が確認できるもっとも早い」(佐々木恵介 2011:74)。⁶残存する『宇多天皇御記』冒頭は仁和3年11月17日、同天皇即位日の記述である。まず「十七日丙戌。即位。辰一剋駕御鳳輦出東宮。」(1)(辰一剋に東宮を出られる)とある。辰一剋は(厳密には京都時間で)午前7時-7時半の時間帯である。即位前でまだ東宮におられ、辰開始の午前7時(=辰一点)にそこから出られた。「二剋関白太政大臣参上。四剋出大極殿即于帝位」と時刻表記が続く。辰二剋(午前7時半)に関白太政大臣参上。辰四剋(開始は午前8時半)に大極殿で帝位に即いた。帝位につく「辰四剋」は、午前8時半-9時までの時間帯に儀式が進行し終了したとの意味である。即位日の日記は時刻を明記して語られる。上記時刻換算は『延喜式』の内裏開閉門、日出日入の時刻から換算された現代時刻との対応に基づく(平山 1943:137-43、橋本 1978:41-50)。その他時刻表記として仁和4年10月19日「辰刻」(7)、27日「酉二刻」(7)、寛平元年4月24日「辰四刻」(10)、10月朔日「未四刻」(12)、11月21日「辰二刻」(13)、

6『増補「史料大成」歴代宸記』増補「史料大成」1965;1975 刊行会編纂(臨川)『宇多天皇御記』1-22。佐々木恵介 2011『天皇の歴史3巻 天皇と摂政・関白』(講談社)

12月2日「申時」(14)、寛平4年8月1日「午刻」(19)、14日「巳四刻」(19)など見える。宮中には時計があり時刻管理担当官もおり、重要行事の記述は定時法の時刻である。

I-3. 醍醐天皇の日記

醍醐天皇の日記に、延喜4年2月10日「立太子宣命」の件で「左大臣」(時平)を召して「午一剋御紫宸殿」で儀式を行った旨の記事がある(29)。⁷午前11時-11時半の時間帯つまり「午一剋」の鼓が打たれる時点から儀式が開始されたということである。延喜13年正月1日の記事として「辰二剋」に「御八省」、「未三剋還宮」とある。出典はともに『西宮記』のようだが典拠箇所が違うらしい。ともかく辰二剋(午前7時半-8時)に儀式を行い、未三剋(午後2時-2時半)に「宮」に戻った。30分(1辰刻を4分した1刻)刻みの行動である(53)。天皇の日記(御記)の時刻表記が定時法の時刻と理解できる。

I-4. 不定時法

宮中以外で少なくともある場面では不定時法であったろうことについて、橋本(1978:194-95)は『蜻蛉日記』『権記』『台記』『千載和歌集』『吉野詣の記』『多聞院日記』を引いて「〔以上のように〕長い年代を通じ、昼夜の時刻を知らせる為に〔法〕螺が用いられた事が記されている。勿論時計がなかった時代であり、不定時法による時刻を知らせていたのであろう」と示唆する。橋本(1978:194)は「中世以降、寺院が殆ど唯一の時報機関の役目をしていた」とするが、その時報の時刻は不定時法と考える。同書で『枕草子』の時代も「中世」としており(48)、したがって寺院の時報はずっと不定時法だったと主張していることになる。⁸

I-5. 『今昔物語集』

『今昔物語集』に法螺による時報について「今ハ昔デンゲウ、傳教大師、比叡山ヒエノヲコンリフ建立シテ…ノ其後、弘仁三年ト云フ年ノ七月ニ法華三昧堂ホクエサンマイダウヲツクリ造テ、一乗令讀事昼夜不絶、法螺ヲ令吹テ十二時ヲ継ケ、燈明仏前挑于今不消」とある。⁹「十二時ヲ

7 『増補「史料大成」歴代宸記』『醍醐天皇御記』23-94。

8 『枕草子』については多ヶ谷(2014:183-85)参照。

9 山田孝雄他校注 1961『今昔物語集 3』日本古典文学大系24(岩波)108。

継^ケの頭注5は「昼六時、夜六時の間〔＝1日中〕休まずに」と説明する。「十二時^ヲ継^ケ」の言葉としての意味は「1日中」（現代の「24時間」か）だろうが「法螺^ヲ吹いたのはどの時点か。「十二時」の各時点であろうが、藤原（1989：50）は法螺貝の音の紹介に続け、「中世においてたとえば「未貝」「申貝」などという言葉が、そのまま『未刻』『申刻』といった時間を表現する言葉そのものであった」とする。¹⁰ 法螺貝は各時刻に吹かれたとの指摘と読める。

『今昔物語集』には「其^ノ後…愛宕護の山^ニ入、南星谷云所籠居、无缘^{サン}三味行、十二時^ニ寶^{マイ}螺^ヲ吹テ、六時ノ懺^ヲ行テ、法花経讀誦ス」の記述もある。¹¹ 頭注8によれば「六時は、勤行すべき定時、即ち晨朝 日中 日没、初夜 中夜 後夜の六を指す」で、「十二時」のうちの「六時」には「法花経」（＝法華経）を読むお勤めをしていた。これも素直に理解すれば「十二時」の各時刻に法螺貝を吹き、そのうちの「六時」には法螺貝を吹いたあとに法華経を読んだのである。「六時」のうち昼の「晨朝」「日中」「日没」は、字義から各「日出（か夜明）」「真昼」「日没」であるから不定時法の時刻の言い方である。山中では自然の明るさで時刻を感じていたであろう。法螺貝で示される時報は不定時法の時刻と考えられる。

『古事類苑』には更に時を示す法螺と思しき記事がある。¹² ゆえに法螺貝は特定の時を示す時報の役割を果たしていたと考えられる。平山（1943：142）は鐘を打つ時刻のとり方の相違（平安時代は初刻、徳川時代は正刻）に言及し「いくら寺院の勢力が強かったにせよ、朝廷の時と寺の時と二刻（今の一時間に当る）も違ふとは考へられぬ」とする。しかし筆者は橋本見解（橋本 1978：194-95）に従い、江戸時代より前の寺院の時報は、鐘も法螺も不定時法によると考える。

I-6. 『蜻蛉日記』

〔初夜の時に〕暑ければ、しばし戸おしあけて見わたせば、だういとたかくてたてり。山めぐりて、ふところのやうなるに、木立ちいとしげ

10 藤原良章 1989「法螺を吹く」網野義彦 笠松宏至 勝俣鎮夫 佐藤雄一編『ことばの文化史 中世3』（平凡社）。41-86。

11 山田孝雄他校注、199。

12 『古事類苑 方技部』1977（吉川弘文館）『權記』『台記』『吉野詣の記』（450）の引用参照。

くおもしろけれど、やみのほどなれば、たゞ今くらがりてぞある。
初夜をこなふとて、法師そゝけば、戸おしあけて、念數するほどに、
時は、山寺、わぎの貝、四つふくほどになりになり。〔 〕はママ、
振仮名省略)¹³

目次によれば天禄2(971)年、注18(221)によれば「六月四日、月はまだくらい」頃である。「わぎの貝、四つ」とは時刻を示す4つと考えられる。延喜式の規定で鼓を4打つのは夜なら亥刻である。定時法では午後10時になる。しかしここは寺で仏事との関連もあり、不定時法の時刻と考える。¹⁴

Ⅱ. 鎌倉時代以降の時刻表記

Ⅱ-1. 時刻表記の解釈

以上を踏まえ、以下鎌倉時代以降の時刻表記を考察する。それに先立ち、表記された時刻が現代時刻制度ではいつに当たるかを検討する手順を示す。

時刻を示す場合、わが国では特定時点を指す場合と時間帯を示す場合がある。一方、定時法で時刻が示される場合(時計のある宮中の場合)と不定時法(夜明日暮などを基準とする)で時刻が示される場合とがある。よって表記された時刻が特定時点を指すか、時間帯を示すかを判断しなければならない。また前提的にあるいは同時並行的に、表記が定時法の時刻か不定時法の時刻かを判断しなければならない。

Ⅱ-2. 『保元物語 平治物語 承久記』

岩波新大系本に時刻表記として以下の例がある(算用数字は頁数)。¹⁵

13 川口久雄校注 1957; 1966『かげろふの日記』鈴木知太郎 川口久雄 遠藤嘉基 西下經一校注『土佐日記 かげろふ日記 和泉式部日記 更級日記』日本古典文学大系20(岩波) 107-378特に221。

14 『かげろふの日記』の著者が不定時法の寺院の鐘をもとに生活していたらしいことは多ヶ谷(2014: 183) 参照。

15 栃木孝惟 日下力 益田宗久 久保田淳校注 1992『保元物語 平治物語 承久記』新日本古典文学大系43(岩波)。『平家物語』『太平記』については多ヶ谷(2014: 198-212) 参照。

作 品	記 述
『保元物語』 1-142	「寅刻」 7、「卯刻」 36、「寅刻」 44、「丑刻」 133
『平治物語』 143-293	「丑刻」 154、「寅の刻」 156、「卯刻」 161、「寅の時」 162、「同 [224平治二年331正月] 廿一日の午の刻に」 235 (「時の札」への言及179)
『承久記』 295-405	「未の始より申の終に及ぶまで」 322、「十五日戌刻に」 323、「十六日の寅の時に、…十九日の申の刻に、…/伊賀判官の下人も、同酉の時に」 324-25、「酉の時計に」 326、「酉の時」 332、「〔渡辺翔は〕 明る卯時まで」「夜べの戌時に」 347 (「去程に、酉時計、東坂本へ御幸なる。247)

久寿 2 (1155) 年冬鳥羽法皇熊野参詣の折、権現を降ろすための巫女^{かななぎ}による祈りが「寅刻」よりなされた(『保元物語』)。「寅刻」注は「午前四時頃。またはその前後二時間」(注21 (7))とする。「午前四時」という時点とその「前後二時間」つまり午前 3 時-5 時の時間帯の双方を説明している。十二支で示す時刻が時間帯であることに留意している点で注記として周到である。更にここでの「寅」が時点か時間帯かを考える。巫女による神降ろしは神事である。神事の時刻には意味があるはずである。この「寅」は、年初に天皇が四方拝を行う「寅の一点」つまり寅時開始時点である。平安公卿は一日の始まりは寅時と考えていた(橋本 1978: 109-13)。つまり時間帯としての寅の開始が 1 日の開始であり、その時点は神聖である。年初の寅の一点に天皇が四方拝を行うのはその時点が一年の始まりであり神聖だからである。

更にこの時点は「日の境界」である。境目が異界との交流を可能とする時点であるとの観念は古くから強い(多ヶ谷 2008: 197-203)¹⁶。巫女はしきたりに従い、神聖な時点である寅の開始時点から祈りを始めたと理解すべきである。現代の時刻制度の午前 3 時である。中央の 4 時ではなく開始の 3 時でなければならない。以上、この「寅」は、時間帯(午前 3 時-5 時)

16 多ヶ谷 2008 「平安京 境界考」関東学院大学文学部 2007年度『紀要』第112号、181-213。

表現としての時刻

のいずれかの時点で開始されたのではなく、寅の開始時点、現代時制の午前3時開始を意味する。なお寅刻開始を精密に知ることができたか否かは話が別である。巫女が属する集団（巫女自身は美作住人とされるが鳥羽法皇が夢告を得たのは証誠殿つまり熊野本宮本殿なので熊野の信仰集団か）の時刻の意識における寅刻の開始時点ということである。

なお天皇の年初の四方拝の時刻について「寅の一点」あるいは単に「寅」とする場合がある。¹⁷『拾芥抄』『年中行事部』では「正月／一日 四方拝 寅剋(372)」とある。この場合の「寅」は開始時点を示すと理解すべきである。

II-3. 『豊鑑』

後期軍記の例として豊臣秀吉の事跡を中心に語る『豊鑑』を参照する。¹⁸以下に『豊鑑』が示す時刻表記を原則的に十二支で示すもののみ列記する。(算用数字は出典『群書類従』の頁)

頁数	記述
535	「〔秀吉は〕その日の戌のさがりに木下に着。」(秀吉が佐久間玄蕃ら柴田勝家勢と戦うため急行する場面)
543	「同霜月廿九日の子の刻計にや。おびたしくないふりけり。」(537天正11年の大地震)
544	「申の刻ばかりに何の寺ならん。火出てほのほ空にあがり。黒煙おほへり。…明る日の辰のおはりまでもえあひけり。」(544天正13年3月21日秀吉の根来攻め)
548	「辰の刻の始程より巳の半過ていたく責戦ふ。」(薩摩嶋津と秀吉勢側との戦い)
552	「奉行職事をめして刻限午時以前のよしいそがせ給ふ。」(天正16年4月14日聚楽第への天皇行幸当日)
559	「〔秀吉は〕申の刻計にまうのぼり給ひぬ。」(4月15日は和歌御會の予定なので行幸を3日-5日間延ばした。秀吉は酒宴を開き莫大な進物を天皇や高級貴族に進呈)

17 橋本(1978:78)によれば「四方拝の儀式の時刻を『宣胤卿記』では寅一点…『江家次第』には寅一刻と書いてある」。

18 竹中重門『豊鑑』(群書類従巻第三百七十九合戦部十一) 塙保己一編纂 1932; 1984『群書類従第二十輯 合戦部』(続群書類従完成会) 516-79。

頁数	記述
566	「披講まして主上入御なされ侍り。各御膳参る。とりどり御酒宴。夜半鐘にいたり御退出とぞ」(4月15日和歌御會の後)
567	「午刻ばかりに鳳輦をよせさせ給ひて。行幸のごとく。前駆より次第々々に杳をひき。馬上に轡づらをろくし。御心閑なる還幸なり。」(天皇の行幸からの帰還)
569	「終日かくのゝしりとよみて酉のさがりばかりに秀吉聚楽のたちにかへり給へば。」(天正16年秋末の北野大茶会)
572	辰の半の比よりも巳の半にをよばぬ程。城やぶれければ。火をかけ焼はらひて。そのまゝ小田原へ押よせたまふ。」(3月晦日の家康その他秀吉勢による北條方らへの山攻め)

上記時刻表記で時間帯表示とわかるのは、「辰のおはりまで」(544)「辰の刻の始程より巳の半過て」(548)「辰の半の比よりも巳の半にをよばぬ程」(572)である。特に最後の例は、定時法で解釈すれば8時(辰の時間帯である7時-9時の半ば)から10時(巳の時間帯である9時-11時の半ば)になる以前の、2時間程度で早くも落城させたとの感覚が読める。実戦での時刻感覚なので不定時法による記述であろう。

「戌のさがり」(535)「(終日かくのゝしりとよみて)酉のさがり」(569)に留意したい。前者「戌のさがり」は、北陸で柴田勢に敗れた羽柴(豊臣)勢の味方を救援しようと美濃にいた秀吉が急行し戦地に着いた時刻である。その日の戦が済み、佐久間ら柴田勢は引かずに野営している。急報を受けた秀吉は馬が潰れ死ぬほど駆けつけて到着。佐久間ら柴田勢は引こうとするが秀吉はそのまま夜討ちして快勝する。軍記著者は、あまり早くてはおかしいが柴田勢が引く前に着いたということで、日暮の「酉」の次「戌」着と判断した。それも「戌のさがり」とした。この「戌のさがり」は、単に戌に入った時点ではなく戌の後半以降、つまり下刻のことである。後者の北野大茶会の「酉のさがり」も「終日かくのゝしりとよみて」、すなわち大騒ぎしてどよめいた茶会のあと、秀吉は「酉のさがり」までゆっくりして日暮後に聚楽第へ帰ったということである。したがってこれは酉の下刻である。日暮は原則的に酉の中央、江戸時代には酉の始まりとされた。いづれにせよ、ここでは日がとっぷりと暮れてからの帰還である。

II-4. 狂言における「七つ下がり」について

狂言『伯母が酒』には「七つ」という時刻が頻出する。凡例(13-16)に「大蔵流、山本東次郎氏の先々代、山本東の書写した本を底本とし」た(13)とある。本文に「七つ過ぎますと、いかめな鬼が生ましての。」(109)、「七つ過ぎたならば、店を仕舞うて」「七つ下がると、いかめな鬼が出る」「もはや七つ下がりでござる」(110)、「七つ下がって」(111)とある。

「七つ」について頭注35(109)に「午後四時」とある。「七つ」過ぎれば鬼が出るとはよく言われたことらしい。狂言『清水』(132-40)には「七つ下がって清水へ参れば、元興寺とやらが出ると申します」とある。頭注21(133)によれば元興寺は「鬼の異称。奈良の元興寺に鬼がいたという伝説による。子供の遊びに用いられる言葉」とある。これらの作品の時代は「七つ」が境界でそれを過ぎると鬼の出る時間ということである。『豊鑑』の用例から、この「七つ下がり」は「七つ」を上下に分けた後半の「七の下刻」と考える。定時法では午後4時以降である。しかし『伯母が酒』の「七つ下がり」は、不定時法で日暮(六つ)に先立つ夕方を指す。日暮はまだだが薄暗くなった時点である。鬼の出る時刻と考えて不思議はない。

『伯母が酒』に「七つ」の語が現れたのはどの時代であろうか。天正6年奥書の現存最古の狂言台本『天正狂言本』に『伯母が酒』が掲載されており、この作品自体が1578年にあったことは確かである。¹⁹しかしここには概略の筋のみが記述され、「七つ」という語はない。²⁰新大系『狂言記』(「伯母ケ酒」『糸入 狂言記』56-58)には「七つ」の語はない。²¹底本は無刊記本だが「最初が万治三年(1660)」で「これと同版で・・・寛文二年(1662)」に出たという(2)。ただし同書所収の「巻五・五 鬼清水」(『新版絵入 狂言記 外五十番』328-30)には「七つ過ぎて」(328)の語がある。注14で「時刻。午後四時頃」とある。底本は元禄13(1700)年である(206)。

19 小山弘志校注 1961; 1984「伯母が酒」(107-14)『狂言集 下』日本古典文学大系43(岩波)。

20 金井清光 1989『天正狂言本全釈』(風間)499-500「おほか酒」および内山弘 1998『天正狂言本 本文 総索引 研究』笠間索引叢刊114(笠間)76「おほか酒」参照。なお『浦島年代記』1990 近松全集刊行会『近松全集一二』(岩波)447に「日はくもりて刻限は知らねども。我腹は七つぎ(下〔傍書〕)かり」との台詞がある。

21 橋本朝生 土井洋一校注 1996『狂言記』新日本古典文学大系68(岩波)。

以上から江戸時代の狂言台本に「七つ」とあることは確定できる。この表現が天正時代まで遡れるかは明らかではない。

Ⅲ. 江戸時代の時刻表記

江戸時代の時刻表記を改暦の問題をも絡めて考える。この時代は現代と連続する時代で現代の文学作品（時代もの）でよく描かれる時代でもあり重要である。まず貞享の改暦とそれにつわる近松作品を考察する。安井算哲（渋川春海）を中心とする貞享の改暦のとき、近松と西鶴が改暦を看板にした浄瑠璃を競作したことは江戸文学史上では有名らしい。近松浄瑠璃は『賢女手習并新暦』という。

Ⅲ-1. 近松作品『賢女手習并新暦』の表現

近松門左衛門の『賢女手習并新暦』の冒頭部に「髪一筋のちがひ目、積り積りて四百年の内に三日のたがひと成り候 是宣明暦の誤也」（藤井：181）という表現がある。²²

「髪一筋の」ほんの僅かの誤差が「積り積りて」ついに「四百年の内に三日のたがひと」なったということである。²³「積り積りて四百年の内に三日のたがひと成り候」について、この「四百年に三日」という誤差がユリウス暦の誤差と一致することは指摘されている（岡田：130）。²⁴「四百年に三日」という表現は、作品中の「宣明暦」の誤差ではなく、グレゴリウス13世による改暦の主要な改正点を端的に表す言葉である。²⁵「四百年に三日」の誤差があるユリウス暦の「4年に1回」の閏年を「400年に3回減らす」ことがグレゴリウス改暦の眼目である。近松の「四百年に三日」は何を出

22 藤井乙男校注 1925『近松全集 第2巻』（大阪：朝日出版社；京都：思文閣、1978 復刻）173-221、解説176。

23 藤井校注本では「没日」などの注はあるがこの注はない。「宣明暦」の読みは通常「せんみょうれき」だが藤井校注本は「せんめいれき」とする。

24 岡田芳朗 1982『暦ものがたり』（角川）。

25 立花京子 2004『信長と十字架』（集英社）（221）には、グレゴリウス改暦は「それまで四年に一回と決められていた閏年を、四百年に三回減らすという」変更とまとめられている。立花氏は改暦が日本に知られた時期を「変更から二年後」頃との松田毅一説を紹介しつつ、「信長が、彼〔ヴェリニャーノ〕から暦変更を示唆された可能性は高い」とする（221-2）。

典とするのであろうか？

グレゴリウス13世による改暦は1582年に施行された（多ヶ谷 2005：6）。²⁶ この年10月4日の翌日を10月15日とし、以後置閏法をユリウス暦の方法より400年に3回減らすことにした。こうして暦の日付と天体現象とのずれを補正したのである。²⁷

グレゴリウス改暦の1582年は天正10年で、その6月2日未明明智光秀は本能寺で織田信長を討った。織豊政権時代と称される頃である。『賢女手習并新暦』が演ぜられた貞享2年（1685）より100年と少し前である。²⁸ したがって近松がグレゴリウス改暦趣旨にある「四百年に三日」という表現を知っていたとしてもおかしくはない。近松は「四百年に三日」という日本語表現そのものを知っていたであろうか。

Ⅲ-2. 「四百年に三日」が知られるに至った可能経路

「四百年に三日」がグレゴリウス改暦の補正すべき誤差に由来するとしたら、近松はいかにしてそれを知りえたであろうか。

Ⅲ-2-1. グレゴリウス改暦時点で「四百年に三日」は用いられたか？

グレゴリウス改暦時点で、グレゴリウス改暦の回勅自体に「四百年に三日」という表現は用いられただろうか。²⁹ テキストは Christoph Clavius. *Romani Calendarii A Gregorio XIII. P. M. restitviti explicatio S. D. N. Clementis VIII. P. M. Ivssv edita*. 1603 (pp. 11-15) (53-55葉) を用いる。³⁰ ネット英訳と土屋吉正（68、135）も参照した。³¹

26 多ヶ谷2005「イングランドにおける暦—新年、お年玉、そして十二夜—」2004年度『紀要』第103号（1-32特に6）。

27 問題は天文学上と暦の上の春分の日のずれである。当時ヨーロッパで春の開始と考えられていた春分の日は復活祭の日取りを決める基準であった。

28 『賢女手習并新暦』初演は貞享二年正月説（藤井校注176）をとる。

29 改暦回勅は“inter gravissimas”（「最も重要な関心事の中でも」の意）から始まり、ここから“inter gravissimas”と称される。注33モイヤー論文（99）参照。

30 <http://echo.mpiwg-berlin.mpg.de/ECHOdocuView?start=51&viewMode=images&ws=3&mode=imagepath&url=/mpiwg/online/permanent/library/YXK9FE9W/pageimg&pn=53>以下。

31 土屋吉正 1982；1996『暦とキリスト教』（オリエンズ宗教研究所）。

大回勅“inter gravissimas”によると、1582年から10日間を削除する、具体的にはノネス“nonas”〔上弦の日、7日〕の3日前（10月5日）からイデス“ides”〔満月の日、15日〕の前日（10月14日）までの日を飛ばす、置閏法を改訂し「4年ごとにうるう日を置くことは現状通りとするが、従来うるう日を置いていた世紀年〔西暦が100で割り切れる年〕は除くこととする。ただし来たる1600年はうるう年とする。…このように、1700年、1800年、1900年はうるう年とせず、4番目の世紀年はうるう年とし、つまり2000年はうるう年とする」との宣言後に「上記のように、1582年に10日間を飛ばすこと、およびうるう日を400年に3日少なくすることにより、…いままでローマカトリック教会が用いて来た主日文字の28年周期は断念する必要がある。」と記される。

ここに「四百年に三日」という表現がある。この規定でユリウス暦のずれは補正される。前段で「四百年に三日」は見えないが、その後の主日文字の周期の変化に関連し、この回勅自体に「四百年に三日」という表現がある。

Ⅲ-2-2. リリウス改暦計画文書における「四百年に三日」

改暦の数年前、グレゴリウス13世はカトリックの王侯領主に改暦計画を説明した「小さな書物」を送った。Aloisius Lilius の改暦計画が記され“Lilius’ compendium”と略称される。執筆者はスペイン数学者 Pedro Chacon で、「Aloisio Lilio により書かれ教皇グレゴリウス13世に提示された書」に基くと説明され、「リリウスによれば…」という調子で書かれている(177-79)。³² この文書は長らくその実物は不明であった。フランクフルトの学者 Gordon Moyer が1981年10月にフィレンツェで発見、ついでシエナでも発見した (Moyer : 173-74)。Moyer によると1975年ニューヨークの T. B. Settle が発見していた。³³ Chacon 文書 *Compendium* が示す置閏法の提案は次

32 G. Moyer “Aloisius Lilius and the ‘*Compendium Novae Ratio Restituendi Kalendarium*’” G.V. Coyne, S.J., M.A. Hoskin and O. Pederson, eds., 1983 *Gregorian Reform of the Calendar: proceedings of the Vatican conference to commemorate its 400 th anniversary, 1582-1982*. Pontificia Academia Scientiarum, 171-88.

33 G. Moyer 1982. 7 「グレゴリオ暦400年」『サイエンス』第12巻第7号通巻130号 (日経サイエンス社発行、日本経済新聞社発売) 96-104参照。文書発見の経緯は102-3 参照。モイヤーは人を介して Settle の情報を得てフィレンツェの図書館を調べた。

の通りである (Moyer : 182)。

①リリウスは1252年のアルフォンソ表の1年の長さが太陽回帰年とほぼ一致すると仮定、②これに対しユリウス暦は134年に1日、402年で3日ずれる。③リリウスは単純に端数を“round off”し (丸め)、「四百年に三日」の (閏) 削除を提案した。

以上、グレゴリウス改暦に先だって提示された“Liliusu’ compendium”には、「四百年に三日」という表現が用いられた。以上改暦回勅中に「四百年に三日」が使用され、それに先立つ諸国への送付文書に「四百年に三日」が使用されていた。ゆえにこの情報を得た司祭等が日本に「四百年に三日」という表現をもたらした可能性は理論的にはあり得る。

Ⅲ-2-3. 『四百年に三日』という表現を用いた近松以前の和文文献

「四百年に三日」という表現は貞享2 (1685) 年より前に和文文献『乾坤辨説』にある。³⁴ ここに「是わずかなる差なりといへども、積もりて見るに四百年に及ては、凡そ三日ちがふもの也」とある (下線筆者)。近松は「積り積りて四百年の内に三日のたがひ」と表現する。近松表現が『乾坤辨説』の一節から導かれた可能性もありうるが、『乾坤辨説』を見る機会があったのだろうか。

大正3年出版の校訂版『乾坤辨説』「緒言」(1)によると、「寛永年間」ポルトガル人「某」が「携える所の天文學書」を「葡萄牙國歸化人澤野忠庵に命じて之を翻訳せしむ」。忠庵は「我邦に住すること四十有余年。能く和語に通ずと雖も、未だ國字を書すること能はず」ローマ字訳したがそれは当時の「博学の士と雖も通読」できなかった。「明暦二年〔1656〕冬」長崎奉行がローマ字を読める西吉兵衛と和漢学に長ずる向井玄松に命じ「和書せしめた」のが『乾坤辨説』である。「明暦己亥九月望日」付けの「肥陽長崎 向井玄松」 「序」が冒頭にあり、本文最初に「慶安三年月日」の「忠庵序」がある。澤野忠庵はイエズス会司祭ポルトガル人フェレイラである。拷問の末に「転んだ」(棄教した) ことは遠藤周作『沈黙』で小説化された。

『乾坤辨説』は写本で伝わった (「緒言」2)。『乾坤辨説』が世に出た年は不明だが1660年近辺、近松作品の貞享2年 (1685) より前であることは確かである。仮に近松に『乾坤辨説』を見る機会がなかったとしても、そこに記された「四百年に及ては、凡そ三日ちがふ」が何らかの経路で近松

34 『乾坤辨説』1914『文明源流叢書第二』(国書刊行会) 1-100。

に達した可能性はある。³⁵

Ⅲ-2-4. 『乾坤辨説』の表現の検討

『乾坤辨説』に示された「四百年に及ては、凡そ三日ちがふ」はいかなる意味であろうか。国書刊行会本翻刻は異本を参照し複雑なので整理してまずは直訳現代文で示す。³⁶

〔1年は31日の大の月7、30日の小の月4、あと28日の月で〕総て365日である、(異本：〔1年は365日と三時^{みとき}であるので〕餘る三時^{みとき}を4年累積させて12時^{ととき}〔1日〕にして、1日の閏日を28日の月に加えてその年は29日の月とする。然るに地球公転の1回を具に考えると365日ある。) 3時21分不足である。

この後に「是わずかなる差なりといへども、…」が続く。上記では文脈が続かない。原文「(具に考ふるに三百六十五日アリ) 三時廿一分不足也」を「具に考ふるに365日と3時^{ととき}アリ、ただし3時^{ととき}に21分不足也」と読めば異本を含めた文脈として以下の内容になる。

1年は365日と三時^{みとき}なので三時^{みとき}を4年累積させ合わせて1日を閏日とし、28日の月に加えこの年(閏年)は29日(にして1年366日)とする。しかし厳密には三時^{みとき}に「21分」足りない。僅な差だが積もり積もって400年に及ぶと3日の違いになる。

この「三時^{みとき}(に) 21分不足」とは何であろうか。「分」は一^{いっ}時が「百二十分」と記述される。「時」は2時間。フェレイラが日本の時制に直したらしい。向井玄松も一年は1440分と換算(81)する。だが21min. 「不足」では

35 さほどの稀観本でなく「すでに江戸時代から広く全国に流布していた」との指摘もある。平岡隆二 2006 『『乾坤弁説』諸本の研究』長崎文化博物館研究紀要創刊号、51-63、特に59。

36 対応部の原文は岡田芳郎 1994 『明治改暦一時の文明開化』(大修館)(8-9)にも引用される。岡田引用では異本を示すイ表示はなく、国書刊行会本の異本はやや小さい活字である。出典は無記載。「明暦己亥は一六五九年に当たっている」とする(8)。

「400年で3日」にならない。おそらくこの「21分」は「11分」の誤写か半分の「10.5分」であろう。ユリウス暦の誤差は毎年11分14秒である。³⁷ よって「11分」の誤写とするのがとりあえず最も数字としては近い。しかしフェレイラは「10.5分」の積りで筆記した可能性もある。根拠は次のとおりである。

本来1時間は60分だが、フェレイラは日本人のためにそれを「^{いっとき}一時百二十分」と訳した。1時間120分との誤解で換算した場面があり、それを補正するため2倍しなければならない記述部分が出てきた。その修正の際2倍しなくてよいこの部分も2倍したのではないか。1年に「10.5分」不足なら10.5分×400(年)で4200分(70時間)でほぼ3日(72時間)に相当する。³⁸

Ⅲ-2-5. 近松作品の「七つの時が六つ鳴りて」の換算について

橋本(1978)は『曾根崎心中』の有名な台詞中の時刻換算を批判する。³⁹ 「旧暦の四月七日の朝」の「『暁七つ』の鐘が寂滅為楽と聞えてきた」「時刻、暁七つが現代時法の何時に相当するかについては、国文学のすべての注釈書は、午前四時と書いている」。これではすぐ夜明になる。間違いの原因は不定時法の時刻を定時法で換算したからで「実際は午前三時前後としなければならない」とする。

現在の注釈は橋本説に沿っている。岩波新大系(1993:124、脚注12)では「定時法では午前四時、不定時法では四月初旬は三時ごろ」とする。⁴⁰ 小学館版(1998:頭注9)では「七つの時が六つ鳴りて」の「七つ」を「寅の刻。四月初旬では午前三時頃」とする。⁴¹ これらは「午前四時」とする一律変換の注を避けている。

西鶴『好色五人女』の「おさん茂右衛門」の話(「^{ちゅうだん}巻三 ^{こよみや}中段に見る暦屋物

37 大崎正次 1937.12「日本耶蘇會の改暦—日本年代學への一寄与として—」『歴史地理』453号(第七十巻第四号)1-10、特に2。ユリウス暦の誤差が11分14秒であることは岡田他 2006『暦を知る事典』(東京堂)38(岡田芳郎 松井吉昭執筆部)も参照。

38 「11分」の誤写なら400年で4400分、73時間20分。これも約3日。「11分」とする伝写本はなさそうなので「10.5分」の可能性を考えた。

39 橋本 1978『増補日本の時刻制度』(1966 初版)17-18。

40 井口洋校注 1993『曾根崎心中』松崎仁他校注『近松淨瑠璃集 上』新日本古典文学大系91(岩波)103-30。

41 山根為雄校注訳 1998『曾根崎心中』鳥越文蔵他校注訳『近松門左衛門集②』(小学館)13-43。

語)にも「七つ」がある。この注釈は小学館版では「七つの鐘なりて後」の「七つ」に、頭注22(321)で「午前四時ごろ」とある。⁴²古い版では岩波文庫版(1959)脚注39(87)が「七つ—午前四時」とする。⁴³麻生磯次他(1974)は注55(72)で「七つ」(本文70)を「午前四時ごろ」とする。⁴⁴講談社学術文庫(1984)の注(254)では「七つの鐘 午前四時(ごろ)を告げる鐘」と含みをもたせる。⁴⁵吉行淳之介訳は「午前四時の鐘が鳴ってから」。⁴⁶大野茂男(1979)注釈を紹介する。⁴⁷

七つ一定時法、つまり夏冬を問わず、一日の時刻を平均に保つ今の時刻法に換算すれば、四時であるが、当時は…不定時法を用いていたので、正確に今の時刻に換算することはできない。この昼夜を定める基準となる明け六ツ、暮れ六ツの考えかたもすこぶる複雑で、それはそのまま、日の出、日の入りとする説もあるようだが、明け六ツは日の出前一刻半、暮れ六ツは日の入り後二刻半…とする説が正しいようである。明け六ツから日の出迄、日の入りから暮れ六ツまでの時間は昼の部として勘定されていたわけだから、昼として扱われる時間は、夜として扱われる時間よりも、春分・秋分においても、一時間ぐらい長かったことになる。

「明け六ツは日の出前一刻半」は「…二刻半」の誤りである。江戸時代の時法について正しく説明しているが、何時頃に当たるかは明記しない。

『曾根崎心中』の「七つの時」は「四月初旬」であるから「午前三時頃」とわかるように、『好色五人女』の「七つ」もその時期は特定されている。事は旧暦「天和二年」(小学館版 310)「五月十四日の夜」「影待」である

42 東明雅校注訳 1996『好色五人女』暉峻康隆 東明雅校注訳『井原西鶴集①』新編日本古典文学全集66(小学館)251-389。

43 東明雅校注 1959『好色五人女』岩波文庫(岩波)。

44 麻生磯次 富士昭雄 1974『好色五人女』『対訳西鶴全集三 好色五人女 好色一代女』(明治書院)。

45 江本裕全訳注 1984『好色五人女』講談社学術文庫(講談社)。

46 吉行淳之介 1988;2002『好色五人女』里見弴他『西鶴名作集』(河出書房新社)119-76。

47 大野茂男 1979『好色五人女全釈』(笠間)171。

(同 320)。天和二年五月十四日の京都の夜暮六つと翌日の明六つの現代時刻からそのときの「七つ」がわかる。国立天文台のサイトより計算すると、4時5分（明六つ）から1刻前が七つであり、4時5分から82分20秒前の2時43分（計算上は2時42分40秒）が暁七つとなる。⁴⁸ 以上から『好色五人女』巻3の「七つの鐘」は午前4時というより午前2時半過ぎ、午前2時半と3時との中間とする方が筋書きの理解としては正しい。午前4時なら5分後が明六つで商家が朝の支度を始める時刻になる。明六つでも室内は明るくはならないとは言え、ここは茂右衛門が人違して相手は若いりんとばかり思う場面で、外もまだ夜明けに遠い真暗との設定でないといけない。

Ⅲ-2-6. 日本におけるカトリック教会のグレゴリウス改暦の時期について

グレゴリウス改暦は1582年施行で、10月15日以降は新暦を用いるとされた。当然教皇庁ではその日から新暦になる。しかし世界各地の教会では同じにはならない。日本のカトリック教会はいつからグレゴリウス暦を用いたか。

大崎正次はイエズス会年報を検討し1584. 8-1587 (8) にグレゴリウス暦に代わったとする。⁴⁹ 論拠の一つが1584年度イエズス会年報中の8月末日付けフロイス書簡である。「サン・ジョルヂの祝日」の「翌日即ち金曜日」という記述と「サン・マルコスの祭日の前日即ち四月二十四日金曜日の朝八時」の記述から、ともに同年の「四月二十四日」を指す日が「金曜日」であることを指摘し、これはユリウス暦日付であることを示した(4-5)。大崎論文は「従来翻訳された史料にして、日本の日附けをグレゴリウス新暦との対照によって附註されたものは、将来適宜の訂正を施さるべきであらう」とする。上記引用のフロイス書簡に『大日本史料』が「サン・マルコスの祭日の前日即ち四月二十四日」の後に「天正十二年三月十四日ニ當ル、但シコノ二十四日ノ日附ハ、日本暦ノ二十四日ヲ其儘用ヒタルモノナルベシ」(292)と割注したことへの批判であろう。⁵⁰ この日が「日本暦」「天正十

48 日出日入基準で二刻半(36分)ずれる夜明日暮と1分ほど異なる場合があるがここではサイトの日暮夜明(太陽高度で規定)を六つとした。

49 大崎正次 1937「日本耶蘇會の改暦—日本年代學への一寄与として—」『歴史地理』453号(第74巻第4号)1-10。

50『大日本史料 第十一編之六』1922; 1970 覆刻、東京大学史料編纂所(東京大学出版会)

二年三月二十四日」なのは他の史料で確認できる。この日は確かにグレゴリウス暦「三月十四日」だが、ここはユリウス暦の「四月二十四日」である。「二十四日」という日付がユリウス暦と和暦とで一致したので『大日本史料』の注記になったと思われる。

Ⅳ 『曾良旅日記』と一茶『七番日記』『おらが春』

Ⅳ-1. 曾良日記による『おくの細道』の時刻表記

芭蕉の旅に随行した河合曾良の日記に記載された時刻の克明さは注目される。曾良はいかに時刻を知ったかとの問いに、角山（1984：66）は「おそらくは公共用時報、例えば寺の鐘によって時刻を知ったと考えるのが無難であろう。」とする。⁵¹ 確証はない。曾良が記した時刻についての詳細な検討は見えていない。

金森敦子（2013）は「付表2『曾良旅日記』新旧時間対照一覧」を付す。⁵² 金森著書は場所と時間（時刻と時間帯）を特定する操作を行いつつ検討を進めるという点で貴重な試みである。金森氏の時刻換算方法は「曾良が記した時間は不定時法なので、国立天文台発表2014年の日の出・日の入りを参考に、曾良がいた県の県庁所在地での現在の時間を算出した」もので、換算方法自体は基本的に筆者と同様である。表は「巳の下剋」「辰上剋」「午の剋」「夜五ツ」など時刻表記を一応すべて時間帯と考え、その上で「中心となる時刻」を記す。曾良が時間帯を意図したかその時間帯内のいずれかの時点（中央あるいは開始時点など）を意図したかはこの表だけからは判断できない。

換算すべき「上刻・中刻・下刻」の意味については江戸時代当時から種々立場がある（平山：153-58、橋本 1978：149-54）。⁵³ また「上中下」を三

51 角山栄 1984『時計の社会史』（中央公論）

52 金森敦子 2013『「曾良旅日記」を読む—もうひとつの『おくの細道』』（法政大学出版）

53 橋本（153）には辰の上刻を六時半時とする立場（平山156の第二説）と半とき遅れた五つ時（平山156の第一説）とする立場が説明される。金森氏表の3月28日、29日、4月1日の各間々田、鹿沼、日光泊の日の辰上剋（辰の上刻）の開始はいずれも5：42。この時刻はまだ五つになっていないと思われ、基本的には平山の言う第二説であろう。

「等分」とすることに批判もある。⁵⁴ 平山（155）紹介の第一説は「上刻とは時の鐘を打つ時、中刻とはそれより半時後、下刻とは次の時の上刻と同じ」で、第二説は「上刻とは即ち初刻で時の鐘を打つ半時前、中刻とは即ち正刻〔中央〕で時の鐘を打つ時刻、下刻はそれよりも半時後即ち次の時の初刻」。卯刻ならば卯の上刻は第一説では時の鐘を打つ時、つまり明六つの鐘の鳴るその時点、卯の中刻はそれより半時（約1時間）後つまり六つ半の時点、卯の下刻は次の時の上刻つまり五つの鐘の鳴る時点となる。第二説では、卯の上刻は六つを打つ半時前つまり七つ半の時点、中刻が六つを打つ時点、下刻はそれより半時（約1時間）後の六つ半の時点となる。2説は互いに半時ずれる。この差は各辰刻開始がもともと筆者の言うAB両説の半時ずれからきており（多ヶ谷 2014：177）、かつ不定時法の時間帯で上中下三つを表現するのでややこしく、人によって取り方が様々ということである。

金森換算は上記2説とも異なる。上記2説の卯刻は明六つつまり「夜明」を基準に考え、金森氏は「日出」を基準にする。ここで「日出」とその約36分前と規定される「夜明」との間で違いが出る。次に上刻の取り方は基本的には第二説だが、第二説が六つ（つまり夜明）の半時前^{とき}であるのに対し、「日出」の半時前を取る。また卯刻の終りの時点は、第二説は「夜明後」半時の六つ半だが「日出後」の半時とする。その場合、卯刻（卯の上刻）の開始を決める「日出」の半時前の場合の「半時」は夜の半時を用いる。他方、卯刻（卯の下刻）の終点を決める「日出」の半時後という場合の「半時」は昼の半時を用いる。「日出」基準なので、昼の一時は日出から日入までの時間の6等分、夜の一時は日入から日出までの時間の6等分である。卯刻の場合、夜の半時と昼の半時を「日出」前後に合わせる。この結果、卯刻は季節にかかわらず常に2時間という一定の長さになる。

金森計算では卯刻3例がいずれも2時間丁度なので、上記考え方であるとわかる。第一説では卯刻を昼の部に入れるので季節で長さが変動する。橋本（1978：249）によれば、庶民の百科事典的役割を果たした「大雑書^{おお}

54 林美一『時代風俗考証事典』（667）は「誤ってはならないことは、上中下刻というのは一時を三等分した呼称ではないということである。」（660-68「一刻と一時」の項）として稲垣史生『時代考証事典』や三田村鳶魚の説、『広辞苑』の説明等を批判。林美一 1977；2001『時代風俗考証事典』（河出書房新社）

には「卯の時はあさの六つ」とあり、一般人は卯時は朝、つまり昼間と理解していた。夏は昼が長い。これが一定ということは、夜の半時と昼の半時とを配当して卯刻にしたことを示す。

この時代一般人は「卯刻＝六つ時」と同一視していたが、武士である曾良は十二支が元来は時間帯を示すことを知っていたであろう。ただそれと記録とは別問題である。金森換算では「曾良は1刻をさらに3等分して『上刻・中刻・下刻』も記している」として、その上中下を三等分した換算で示す。逆に言えば、金森換算で『曾良旅日記』が問題なく解釈できれば金森換算は正当である。ただ金森換算は具体的な計算式を導く記述が示されず、換算方法の詳細は不明である。⁵⁵ 卯刻をみる。金森付表2の3例「卯(の)刻(剋)」はいずれも2時間である。

	日	時	時間
イ	元禄2年4月18日 (陽暦6月5日)	卯剋	3:34~5:34
ロ	元禄2年9月15日 (陽暦10月27日)	卯の刻	5:03~7:03
ハ	元禄2年10月10日 (陽暦11月21日)	卯の刻	5:24~7:24

(イ)の「卯剋」開始は夜明(陽暦6月5日の宇都宮で3:44)でも日出(同4:22)でもない。金森氏は「〔昼の〕1刻(剋)」の長さを付表2冒頭の説明で「日の出から日の入りまでを6等分」で算出し、これはその日2h25m40sとなる(同日の宇都宮の日入り18:56と上記日出から筆者計算)。これは金森氏の同日の「午の刻」の長さ(「10:26~12:51」の2h25m)とほぼ一致する。一方、夜の1刻は前日陽暦6月4日の宇都宮の日入18:55と上記6月5日の日出から1h34m30sである。いま日出4:22から昼の半刻1h12m50s経過の時点を経算すると5:34(と50秒)となり、金森氏の同日の「卯剋」の終点5:34(=辰の上剋の始点)とほぼ一致する。また日出4:22から遡ること夜の半刻47m15s時点を経算すると3:35より15秒前で、金森氏の同日の「卯剋」の始点3:34とほぼ一致する。したがって金森氏の卯刻の計算は、日出基準、開始は日出時点より夜の半刻前、終りは日出時点より昼の半刻後という考えであることがわかる。櫻井武次郎(2006)は「夜明けが正卯刻」としており、「日の出」を基準(ほぼ中央)

55 以下の「卯刻」についての本文および下記注参照。

表現としての時刻

の正卯刻とする金森換算と約36分の差が出る。⁵⁶ (ロ) (ハ)についても大略同様である。

(イ)「卯剋」は「地震」のあった時刻、(ロ) (ハ) は出発時刻である。当時は一般に卯刻は明六つと同一視されていた。(ロ) (ハ) 例は夜明に出発したとの意味で、これは時刻換算すれば日出前36分である。(イ) 例も夜明頃地震があったとの意味である。(イ) の場合、卯刻は宇都宮で夜明の3:44である。結果的には金森氏の「卯剋」始点3:34と10分しか違わないが算出の考え方が違う。⁵⁷

IV-2. 小林一茶の時刻表記

IV-2-1. 『七番日記』⁵⁸

小林一茶『七番日記』には詳細な時刻表記がある。多いのは卯刻、午刻、申刻など十二支で示す時刻表記である。さらに詳細に巳上刻（下393他）、酉下刻（上274他）のように、上刻と下刻に分けて時刻を示す場合がある。「卯中刻」（上211）のような「申刻」の表示もある。さらに下記に示す「辰五刻」「寅一刻」のように細分化した時刻で表記する場合がある。

頁	岩波文庫版 上		頁	岩波文庫版 下	
20	申	文化七年正月二日	90	夜丑	文化十一年十月十日
	八刻	「申八刻雪」		五刻	「夜丑五刻〔日本橋〕 小田原町岸着泊 十一ノ下 ニ可書」

56 櫻井武次郎 2006『奥の細道行脚：曾良日記を読む』（岩波）12。

57 金森氏の場所と時間を特定して議論するという研究法は貴重で、その成果を更に十分に検討させていただき時刻表記の考察を進めたい。ただ、たとえば8月16日の記事「七ツ過、平石へ寄。…玄忠へ行、及戌刻。」(305。ルビ略)の「七ツ」は表が示す時間帯でなく、一般人が考える七ツ、つまり七ツの鐘が鳴った時点の意味し、「七ツ過」というのはそれが過ぎた時分であると考ええる。「及戌刻」の「戌刻」は表が示すように時間帯と思うが、「及」はその時間帯に入った頃に及ぶとの意味と考える。したがって「戌の刻（二〇時前後）まで話し込んだ」(306)のではなく、表の言う時間帯（「18:37～20:28」）に即して言えば、その時間帯に入るまで、つまり「十八時半過ぎ頃に及ぶ時分まで話し込んだ」という意味ととる。

58 丸山一彦校注 2003『一茶七番日記』岩波文庫。

頁	岩波文庫版 上		頁	岩波文庫版 下	
125	申九刻	同十一月二日 「申九刻随齋ニ入」	132	巳五刻	文化十二年四月七日 「巳五刻ヨリ小雨」
	卯五刻	同十一月三日 (125-6) 「卯五刻箱中改ラル、所 金子紛失ス」	138	寅一刻	文化十二年五月一日 「寅一刻ヨリ雨不止 全秋 夕田楽及酒奢」
294	巳五刻	文化九年九月六日「巳五 刻地震」	174	寅一刻	文化十二年十月七日 「寅一刻ヨリ雨」
298	戊(戌)	文化九年九月廿日 「夜戊(戌)五刻浅艸仲丁 竈ヨコ丁出火」	268	夜寅	文化十三年九月廿八日
	五刻			五刻	「夜寅五刻地震」
314	未四刻	文化九年十一月四日 「未四刻所々家破」(下記 注参照)	271	申七刻	文化十三年十月十三日 「甲(申)七刻地震」
	404	文化十年九月十九日 「雨 午五刻ヨリ晴」		寅八刻	文化十三年十月十四日 「寅八刻地震」
410	午五刻	文化十年十月十三日「午 五刻雨」	273	夜丑	文化十三年十月廿四日
				八刻	「夜丑八刻古郷ノ母舟竹 村ニシテ没ト云夢」
426	寅八刻	文化十年閏十一月十三日 「寅八刻地震」		卯一刻	文化十三年十月廿五日 「卯一刻出 入長久山」
				277	未五刻
注：『一茶叢書』版では「未刻所々家破」 となっていて「四」の字なし(上 204)(信濃教育會編(1927)『一茶 叢書第四編 新校 七番日記 上』東 京：古今書院、小池直太郎解説)			278	寅五刻	文化十三年十一月十九日 「寒寅五刻ニ入」(暦の引 用か)
			314	辰五刻	文化十四年四月十五日 「辰五刻木皿(更)津入石 川」
				345	辰五刻
			辰五刻		文化十四年九月十五日 「辰五刻大風止」
			346	午ノ五 刻	文化十四年九月廿五日 「午ノ五刻ヨリ晴」

この時刻表記は『おらが春』の月食記事のように百刻法で示す時刻であろうか。百刻法の場合、一辰刻（一時）は八刻と $1/3$ である。表記は初刻、次に1刻、2刻…8刻で、 $1/3$ が端数で余る（橋本 1978：125-28）。通常「九刻」は存在しない（橋本 1978：155 第25図参照）。しかし『七番日記』には一刻から九刻まであり「初刻」はない。百刻法の刻ではない。

仮説だが『七番日記』の「刻」は和時計に刻まれた一時^{とき}を10区分する目盛りにしたがったのではないだろうか。この目盛りは「分」と称され、本来は時計の時刻合わせに用いる。⁵⁹ 時計が見られる状況か、目盛りのどこから「一」としたかなど問題は多いが問題提起しておく。⁶⁰

『七番日記』の卯刻が夜明（または日出）中心の時間帯ならば卯刻開始はまだ暗い夜中である。また酉刻が同様に日暮（または日入）中心の時間帯ならば酉刻開始は明るいうちになる。

卯刻の用例からは情報が少なく手がかりにできない。酉刻「文化十年七月廿三日夜酉の刻雨」（上392）に注目する。ここでは「夜酉刻」と記し、酉刻を「夜」とする。また「文化十年八月十五日夜酉ノ下刻ヨリ雨」（上396）は「夜酉下刻」と記し、酉の下刻を「夜」とする。更に「文化十年十一月一日夜酉上刻風雨」（上417）では「夜酉上刻風雨」と記し、酉の上刻を「夜」とする。「酉上刻」も「夜」である。酉刻全体を「夜」としている。仮に酉刻を「日暮」を中央とする時間帯と考えるなら、「酉上刻」はまだ日暮れていない。日暮れていない時点を「夜」とは言わない。仮に酉刻を「日入」を中央とする時間帯と考えると更に明らかである。この場合「酉の上刻」はどの時点でもまだ太陽は見える。太陽がある間は夜とは言わない。

以上から一茶にとって酉刻は夜、つまり日暮後と認識されていたと言える。一茶の表記では酉刻は夜であり暮六つ開始である。ゆえに卯刻は昼に属し、つまり明るくなった朝以降で、やはり明六つ開始と意識されていたはずである。明六つが卯刻中央には位置しない。

59 塚田泰三郎 1960『和時計』（東峰書院）の図（107）および107-08参照。また橋本（1978：130-31）によれば天保暦記載の1刻の10分の1である「分」は「歩」とも書き読みは「ぶ」。

60 時計は珍しかっただろうが、たとえば『好色一代男』で世の介が請け出した「奥様」の遊女吉野が暇をだされそうになった時にいつも通り「土圭を仕懸けなほ」すとの描写があり（小学館『井原西鶴集①』139）、豪商は所持していたろう。一茶が出入りする商家にあった可能性はある。

IV-2-2. 『おらが春』

一茶は信州で月食を目撃し時刻を詳しく記したが、これは定時法であろうか。またどのように理解されたのであろうか。

月蝕皆既（〔割注〕亥七刻右方より欠け、子六刻甚く／丑の五刻左終）人数は月より先へ欠けにけり（470）⁶¹〔割注部分の仮名は原カタカナ。〕

一茶はこの日文化2年（1819）8月15日（中秋の名月）の月食を「亥七刻」「子六刻」「丑の五刻」と時刻を詳細に記している。この詳細さは時計がなければ計れない。寛政暦（早稲田大学デジタル公開）によると「文政二巳／卯曆」のこの日の注に「月そく皆既」とあり、その下に「いの七刻左の方よりかけはじめの六刻甚しく／うしの五刻下の右におはる」とある。一茶の記録は蝕について欠始め（初虧）、食の最大（食甚）、欠終わり（食尽）と記す暦の表記法である。

上記部分は黄色瑞華（1988）『校注 おらが春』（明治書院）の翻刻では「亥七刻左方より欠、子六刻甚く／丑の五刻左終」とある。後の「左」には（右）と傍記され、これは「凡例」の「原本の明らかな誤字・当て字などは、右傍に（ ）を付して正字を示した。」場合に当たる。これは同書注二（92）の八番日記「二・八」からの引用「〔十〕五晴 稲長に入る。月蝕皆既 いの七刻左の方より欠初子六刻甚 丑五〔刻〕 右に終」（仮名は原カタカナ。〔刻〕の表記および「左」「右」の傍点は原典のママ）を正としての判断であろう。

黄色瑞華『校注 おらが春』注はここに示された時刻について次のように説明する。

「亥七刻」は、ほぼ午後十時三十分から四十五分の間。「子六刻」は、ほぼ零時十五分から三十分の間、「丑ノ五刻」は、ほぼ午前二時から十五分の間の現行時刻に当たる。「七刻」「六刻」「五刻」は、宣明暦による時刻で、一昼夜を百刻に分けて、それを十二の時にそれぞれ八刻と三分の一を配したもの。それを現行の時刻に換算すると、一刻は十四分二十四秒と五十七分三十六秒の十二分の一ほどになる。」（下線筆者）

61 川島つゆ校注 1959「おらが春」（431-78）『一茶集』（299-530）暉峻康隆・川島つゆ校注『蕪村集 一茶集』日本古典文学大系58（岩波）

表現としての時刻

上記注の「〔一昼夜を百刻に分けた〕一刻は〔現代の時間で〕十四分二十四秒と五十七分三十六秒の十二分の一ほど〕は不審である。1日を100区分する百刻制が月食等の時刻記述に用いられるのは確かである。1日を100区分した1刻を現代時間に換算すると、一日は86400秒、864秒が百刻制の1刻である。つまりこの1刻は14.4分（14分24秒）である。上記注の「一刻は十四分二十四秒」までで正解である。なぜか「と五十七分三十六秒の十二分の一」というのが付加される。

『おらが春』が「亥七刻」「子六刻」「丑の五刻」と記すように、月食などの時刻を子丑…の十二支の時と一日百刻制の刻との併用で示すことはよく行われた。1日を十二区分した刻（「辰刻」という）を、更に百刻制の刻で細分して示すのである。ところが1日を12区分した辰刻を1日100区分の刻で細分すると半端が出る。1辰刻は百刻制の8刻と $1/3$ である。8刻だけなら12倍しても96刻で100区分にならない。半端の $1/3$ 刻を12倍すると4刻で、96刻と合わせて100刻になる。

上記で「半端」と称した $1/3$ 刻だが、この半端が1日でいかばかりか計算すると、上記のように12倍して4刻で、14.4（分）を掛けて現代時間に換算すると、 $14.4（分）\times 4（刻）$ で57.6分。0.6分は60を掛けて36秒であり、57分36秒となる。この数値が上記注の「五十七分三十六秒」の根拠かと推察する。半端分が1日全体で「五十七分三十六秒」だから、各辰刻ごとではその「十二分の一」ということであろう。これは各辰刻を百刻制の刻で示す場合の半端分の現代時間への換算である。これが百刻制の刻を現代時間へ換算する説明に紛れたことになる。

V 江戸時代の「時」の理解 —「時間帯」か、あるいは「特定時点」か

延喜式の十二支で示される時刻は時間帯と考えられていた。また『豊鑑』には、「辰のおはり」「辰の刻の始」「巳の半過て」「辰の半」「巳の半」のように、時間帯であることを前提にした表現が見られる。江戸時代の時刻についてはどうであろうか。「四つ」「六つ」「九つ」…あるいは「卯の刻」などは、時点と考えられていたか、時間帯と考えられていたか。

V-1. 江戸時代の「時」が「特定時点」を示している表現の例

〔弥次北両人は〕出かけたれど、もはや亥の刻すぎたると見へ、家並に

戸を閉て、ひそまりかへり、いづれを旅籠屋とも見へわかつた、とま
るべき方もなくして、…(略)…(北八) まだ九つにやアなるめへ。又ど
こぞへとまりてへものだ⁶² (272。下線筆者)

ここは「もはや亥の刻すぎたると見」える頃に両人が宿を探すが見当たらず、犬に囲まれるという騒動があり、その後「まだ九つにやアなるめへ」どこかに泊まりたい、とぼやく場面である。「亥の刻すぎたると」の「亥の刻」が時間帯とすると、その時間帯を過ぎたということであり、次の時間帯である子刻に入ったことになる。ところがその後北八は「まだ九つにやアなるめへ」と言う。「九つ」は江戸時代には子刻と同一視され、あるいは子刻開始と考えられた。子刻は明治政府換算では「午後十二時」である。とすると先の「亥の刻」も時間帯ではなく「四つ」と同一視された「亥の刻」と考えた方が筋が通る。ここでは「亥の刻 (明治政府換算で午後10時)＝四つ」である。犬騒動やら何やらで四つは過ぎたがまだ九つにはなっていない、という状況と判断できる。

上記例を見ると、江戸時代の「時」は現代と同じく特定時点と考えられていたらしい。しかし江戸時代にもその用法は誤りで時間帯とすべきとの見解もあった。

V-2. 時間帯で理解すべきとの立場：馬琴『燕石雑志』

江戸時代にも「…(一二支名)の刻」や「…ツ」を時点ではなく時間帯で理解すべきと説く立場がある。馬琴『燕石雑志』をやや現代語風に書き改めて引用する。⁶³

古い草紙物語に「子二ツ、子四ツ」などが見える。今も俗に「丑三ツ」などと言う。これらは「子の二刻、丑の三刻」である。しかるに世俗は単に「子の刻、丑の刻」などと唱え、一時の事と心得る。これは誤りである。『三正俗解』に正 初 更 点の辨 (正しい説明)がある。「正」とはその時 (間帯) の正中 (真ん中) である。世俗の九ツ時、八ツ時と言うごとくである。「初」とは前の時 (間帯) とその時 (間帯) との

62 麻生磯次校注 1958『東海道中膝栗毛』日本古典文学大系62 (岩波) 272。

63 『古事類苑 方技部』(1977: 444-47、特に445-46) が引く滝沢馬琴『燕石雑志』。『燕石雑志』1975『日本随筆大成 第二期19』(吉川弘文館) 281-82。

表現としての時刻

中間である。世俗が「九ツ半」時と唱えるのはすなわち「八ツ時の初」である。(445)

本来、子刻は時間帯（『延喜式』の定時法なら現代の午後11時-午前1時）であるが世俗はこれを一時点と誤解している、世俗が言う「九ツ時」とは本来子刻の正刻つまり中央である、世俗が「九ツ半」と言うのは「(時間帯としての) 八ツ時の初 (開始)」である、というわけである。馬琴は「子の刻」も「九ツ時、八ツ時」も本来時間帯であって特定の時点ではない、ところが世俗は「子の刻」も「九ツ時」も特定時点と理解しており、「九ツ時」(の鐘)は「子の刻の中央」なのにそう考えていない、という。江戸時代は一般に子刻と「九ツ時」は同一視され、時間帯として子刻が用いられる場合には「九ツ時」(の鐘の時点)がその開始と考えられた。この江戸時代の世俗の判断を馬琴は批判している。

上記『東海道中膝栗毛』の用例からわかるように、一般には時の数で示される時も十二支で示される時も、時間帯というより特定の時点を示す時刻と理解されていた。しかし一方、一般の理解は誤りで時間帯とすべきであるとの見解も示されていたのである。

おわりに

時刻の実際は調べれば調べるほど複雑で合理的な理屈を拒否する。それは取りも直さず人間と人間社会の実際の複雑さを反映しているからに他ならない。したがって、時刻の実際の詳細を明確な形で整理することは不可能であろうが、逆に、文学作品を通して時刻の実際を考察することは、人というものや人の作る社会のあり様やその本質を垣間見せてくれる。時刻の考察については、紀要や所報を通して発表してきたが、紙面の都合でそのたびに問題点を積み残してきた。今後、古代（日本書紀や続日本紀）の時刻の検討、地方時のこと、明治改暦の影響、特に時代小説の表記に与えた影響など、そして日本の時刻制度とヨーロッパの時刻制度との対比、特に中世英文学を手がかりにししての対比検討など、順次考察を進めていきたい。